

平成21年第353回矢吹町議会定例会

議事日程(第3号)

平成21年12月21日(月曜日)午後 1時開議

- 日程第 1 議案第60号
陳情第5号
審査結果報告 総務委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 2 陳情第4号
審査結果報告 産業建設委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 3 議案第62号・63号・64号・65号・66号・67号
審査結果報告 第1予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 4 議案第61号
審査結果報告 第2予算特別委員長 質疑・討論・採決
- 日程第 5 議案第68号 動産の取得について(デジタルテレビ)
- 日程第 6 議案第69号 動産の取得について(コンピュータ及び周辺機器一式)
- 日程第 7 発議第6号 多重債務者対策の推進を求める意見書(案)
- 日程第 8 閉会中の継続調査等の申し出について
- 日程第 9 議員の派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	青 山 英 樹 君	2番	竹 元 孝 夫 君
3番	鈴 木 隆 司 君	4番	鈴 木 一 夫 君
5番	藤 井 精 七 君	6番	棚 木 良 一 君
7番	大 木 義 正 君	8番	角 田 秀 明 君
9番	熊 田 宏 君	10番	永 沼 義 和 君
11番	諸 根 重 男 君	12番	遠 藤 守 君
13番	根 本 信 雄 君	14番	吉 田 伸 君
15番	栗 崎 千 代 松 君	16番	柏 村 栄 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 野 崎 吉 郎 君	副 町 長 渡 邊 正 樹 君
教 育 長 栗 林 正 樹 君	企 画 経 営 課 長 圓 谷 誠 君
総 務 課 長 会 田 光 一 君	税 務 課 長 小 林 伸 幸 君
町 民 生 活 課 長 円 谷 一 雄 君	保 健 福 祉 課 長 深 谷 昌 利 君
産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 須 藤 源 太 君	都 市 建 設 課 長 藤 田 豊 君
上 下 水 道 課 長 堀 勇 次 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 小 針 茂 君
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 坂 路 寿 紀 君	生 涯 学 習 課 長 水 戸 光 男 君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 内 藤 正 昭	主 幹 兼 局 長 補 佐 水 戸 邦 夫 兼 次 長
---------------------	-----------------------------------

◎開議の宣告

○議長（柏村 栄君） 皆さん、こんにちは。ご参集ありがとうございました。

ただいまの出席議員数は16名であります。

出席議員数が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議事日程の報告

○議長（柏村 栄君） 去る12月14日の本会議において、各常任委員会、第1、第2予算特別委員会に付託いたしました案件を議題とし、審査結果を各委員長より順次報告を求めます。

◎議案第60号、陳情第5号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第1、これより議案第60号、陳情第5号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、7番、大木義正君。

〔7番 大木義正君登壇〕

○7番（大木義正君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、報告いたします。総務常任委員会審査結果報告書。

第353回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1番から6番までは記載のとおりでございます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第60号、陳情第5号の審査結果は、次のとおりであります。

議案第60号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。

本案は、これまでの国民健康保険税の減免規定に加え、新たに災害による被害額が一定の基準額を超えた場合、又は自己都合を除く失業、休業、廃業若しくは疾病、負傷等により就労が困難となり、著しく所得金額が減少した場合においても、一定の割合に応じた減免を適用させるため、所要の改正を行うものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

陳情第5号 堤集会所建設に関する一体的な周辺整備の陳情。

本件は、堤地区集会所を拠点とした消防ポンプ置場の移設、駐車場を兼ねた緊急避難場所、公園、物品倉庫の確保など、集会所建設に伴う一体的な周辺整備に対する陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第60号 矢吹町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

これより陳情第5号 堤集会所建設に関する一体的な周辺整備の陳情を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第5号は採択と決しました。

◎陳情第4号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第2、これより陳情第4号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長、11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） どうも皆さん、こんにちは。

産業建設常任委員会審査結果報告書。

第353回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書6番までは記載のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

7、審査結果。

当委員会に付託されました陳情第4号の審査結果は、次のとおりであります。

陳情第4号 多重債務者対策の推進を求める意見書提出の陳情について。

本件は、国の関係機関に、改正貸金業法の完全施行、多重債務相談体制の整備、セーフティネット貸付の充実やヤミ金融業者の摘発に対する意見書を求める陳情であります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり採択すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより陳情第4号 多重債務者対策の推進を求める意見書提出の陳情について、採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は採択であります。

本案を委員長報告のとおり採択することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第4号は採択と決しました。

◎議案第62号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67

号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第3、これより議案第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号を一括議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第1 予算特別委員長、7 番、大木義正君。

〔7 番 大木義正君登壇〕

○7 番（大木義正君） それでは報告いたします。

第1 予算特別委員会審査結果報告書。

第353回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

1 番から6 番までは記載のとおりであります。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第62号、第63号、第64号、第65号、第66号、第67号の審査結果は、次のとおりです。

議案第62号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）。

本案は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ158万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ21億2,501万4,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第63号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ617万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,264万7,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、事業費を増額し、総務費、公債費をそれぞれ減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第64号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ60万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億9,489万6,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、公債費を減額し、維持管理費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第65号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億8,332万2,000円とするものであります。

歳入の主な内容は、繰入金を増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費を増額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第66号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。

本案は、既定の歳入歳出予算から、それぞれ1,088万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億2,976万円とするものであります。

歳入の主な内容は、後期高齢者医療保険料、繰入金を減額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、後期高齢者医療広域連合納付金を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第67号 平成21年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）。

本案は、既定の収益的支出予定額から1,150万7,000円を減額し、収益的支出予定総額を4億8,797万5,000円とするものであります。

収益的支出補正の主な内容は、営業費用を増額し、営業外費用を減額するものであります。

資本的収支補正予算では、既定の資本的支出予定額に944万2,000円を追加し、資本的支出予定総額を2億2,234万円とするものであります。

資本的支出補正の主な内容は、企業債償還金を増額するものであり、併せて既定の資本的収支不足額の補てん財源の一部を変更するものであります。

また、議会の議決を経なければならない経費の既定額を減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第62号 平成21年度矢吹町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

これより議案第63号 平成21年度矢吹町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

これより議案第64号 平成21年度矢吹町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

これより議案第65号 平成21年度矢吹町介護保険特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

これより議案第66号 平成21年度矢吹町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

これより議案第67号 平成21年度矢吹町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

お諮りいたします。本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第4、これより議案第61号を議題といたします。

本案に関し、委員長の報告を求めます。

第2 予算特別委員長、2 番、竹元孝夫君。

〔2 番 竹元孝夫君登壇〕

○2 番（竹元孝夫君） 皆さん、こんにちは。

第2 予算特別委員会審査結果を報告いたします。

第353回矢吹町議会定例会において、当委員会に付託されました案件につきまして、審査が終了したので、矢吹町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書の1 番から6 番までは記載のとおりですので、ご参照ください。

7、審査結果。

当委員会に付託されました議案第61号の審査結果は、次のとおりです。

議案第61号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）。

本案は、既定の歳入歳出予算にそれぞれ2億6,711万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ86億7,558万1,000円とするもので、併せて債務負担行為及び地方債の補正をするものであります。

歳入の主な内容は、町税、国庫支出金を減額し、地方特例交付金、地方交付税、県支出金、繰入金、町債などをそれぞれ増額するものであります。

歳出の主な内容は、総務費、民生費、土木費などを減額し、衛生費、農林水産業費、消防費、教育費、災害復旧費などをそれぞれ増額するものであります。

債務負担行為の補正については、雇用促進住宅矢吹南宿舍取得事業を新たに追加するものであります。

地方債の補正では、ふるさと農道緊急整備事業債、学校教育施設等整備事業債（中学校）、農業施設災害復旧事業債の限度額をそれぞれ増額し、一般補助施設整備等事業債の限度額については減額するものであります。

審査の結果、全委員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上のとおり報告いたします。

○議長（柏村 栄君） ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

1 番、青山英樹君。

〔1 番 青山英樹君登壇〕

○1 番（青山英樹君） 議案第61号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）に、反対の立場で討論を行います。

この議案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億6,711万7,000円を追加するものでありますが、歳入内訳として、款22町債、項1町債を1億9,670万円増額し、歳出内訳として款10教育費、項3中学校費を2億7,174万円増額する一方、地方債補正として学校教育施設等整備事業債の6億1,440万円の限度額を1億8,590万円増額して、限度額を8億30万円の変更とするものでございます。中学校の建設に関しましては、32

億7,000万円という巨額を投じる一大事業であり、建設後の町の財政運営等に対しては議員の一人として大きな責任を負うところでございます。

反対する理由としましては、1、中学校建設の補助金として活用予定の経済危機臨時交付金、公共投資臨時交付金の積算額8億9,013万4,000円がいまだ未決であること。2、10億7,000万円の中学校建設に伴う起債に対しまして、交付税措置として60%の6億4,000万円が手当てされるとの説明がなされていたわけですが、多くの町民は現金等によりこの6億4,000万円をいただけるものとの認識でおる方が多いわけですが、実態としましてはそうではなく、普通交付税額を決定する基準財政需要額の中に年度ごとの元利償還金を算定するというものでありまして、町民との認識に差異が生じているとの判断が明確になってきました。再度、明確な理解を求める必要があるという点におきまして反対したいと思っております。

3点目としましては、中学校建設後の財政シミュレーション等を見ますと、平成21年度、22年度、23年度、24年度と年度収支がゼロになっているわけですが、大まかな予測としましては、実質単年度収支が平成11年度から14年度まで続いたマイナスに戻るのか、弾力性に欠く硬直化した財政が危惧されるわけですが、また、この10年間で扶助費が44%伸びておりまして、要介護者が年に100人ふえる現状等を、社会情勢等をかながみますと、今後10年間のシミュレーション上で、扶助費が12%の見込みは十分とは考えられない。そういう点におきまして、町民の皆様方に明確に説明をし得ていないという不備におきまして、このような中学校建設を進めていくということに多少の疑義が生じているという点につきまして、反対する理由でございます。

そして、4点目には、町長の答弁の中で、小さな役場を目指していくということがございましたが、これは非常に議員等を含め、議論を要する課題ではないのかというふうに思ひまして、それらの点につきましても町民に示し得ないまま進めていくということに対しては疑義が生じてくるものでございます。

以上、そのような4点をもとにしまして今回の議案第61号に反対する次第でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

12番、遠藤守君。

〔12番 遠藤 守君登壇〕

○12番（遠藤 守君） 議場の皆さん、ご苦労さまでございます。

議案第61号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）について、賛成の立場で討論いたします。

我が国の経済状況が停滞している中、地方財政は大変厳しい状況に直面しております。本町としましては、財源の確保は重要な課題であります。矢吹中学校改築事業については32億円を超える大規模な事業であり、町の財政負担も多大なものがありますが、多くの町民の皆さんが大切な子供たちの安全・安心のために一日も早い取り組みを待ち望んでいる事業であります。心配されてきました財源見通しにつきましては、スクールニューディール構想事業により、国庫補助金額が国より6億8,000万円の内示を受け、また公共投資臨時交付金については、今年度限り通常の国庫補助金に上乗せされるという大変有利な制度であります。この制度により補助金等を見込んだ場合は、補助対象事業費のうち国庫補助金3分の1と合わせ、7割程度補助額となる制度であります。また、地方債においても交付税に算入できる有利な制度であることから、町財政負担にとって軽減が見込まれます。中学校改築整備基金の積み立てについても、3年間で3億円の積み立てを目標としておりましたが、

20年度までの2年間で目標額を達成し、財政調整基金にも積み増ししており、一般財源の確保にも努めております。

矢吹中学校の整備については、町の宝であり、未来を担う大切な子供たちのために安全で安心な教育環境を実現するため、多くの町民の皆さんが待ち望んでいる事業であります。これまでにない有利な財源措置を受けられ、また、計画的に財源確保にも取り組んでいるところで、本案に私は賛成いたします。

皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、これにて討論は終結いたします。

これより議案第61号 平成21年度矢吹町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

お諮りいたします。この採決は起立により行います。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案を委員長報告のとおり決することに賛成する諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（柏村 栄君） 起立多数であります。

よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

以上で各常任委員会、特別委員会付託案件等の審議、採決はすべて終了いたしました。今会期中に町長から追加議案、また議員から追加案件の提出がありましたので、その取り扱いについて、ただいまから議会運営委員会を開くため、暫時休議いたします。

（午後 1時28分）

○議長（柏村 栄君） 再開いたします。

（午後 1時42分）

◎日程の追加

○議長（柏村 栄君） 追加議案の取り扱いについては、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、その審議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、9番、熊田宏君。

〔9番 熊田 宏君登壇〕

○9番（熊田 宏君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、ご報告させていただきます。

会期中に町長から追加議案2件、議員から追加案件、発議1件が提出されました。

また、文教厚生常任委員会、議会運営委員会、議会広報編集委員会の各委員長から、閉会中の継続調査申し出等が提出されました。

また、議員の派遣についての取り扱いについて、企画経営課長並びに議会事務局長から説明を求め、協議い

たしました結果、お手元に配付のこの追加議事日程表のとおり、本日の議事日程に追加し、全体審議をすること
に協議が成立いたしました。皆様のご協力、ご審議をよろしく願います。

以上で、議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（柏村 栄君） お諮りいたします。ただいまの委員長報告のとおり、これを本日の日程に追加し、議題
にしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、これを日程に追加し、議題にすることに決しました。

なお、追加日程については、お手元の資料のとおりであります。

◎議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第5、これより議案第68号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 議場の皆さん、こんにちは。

それでは、説明いたします。

議案第68号 動産の取得について（デジタルテレビ）についてであります。今回のデジタルテレビの購入
は、平成23年度7月24日のアナログ放送終了に伴い、幼稚園、小・中学校、公民館等への地上デジタル放送対
応テレビを整備し、緊急放送、デジタル放送の受信や学習のための教育放送等の視聴ができる学習環境を整備
するものであり、合計69台のデジタルテレビを購入する物品購入契約を締結するものであります。

なお、今回のデジタルテレビの購入は、国の経済危機対策の一環である学校ICT環境整備補助事業を活用
し、非常に有利な補助事業で対応が可能となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより議案68号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第68号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第68号 動産の取得について（デジタルテレビ）、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第6、これより議案第69号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） それでは、説明申し上げます。

議案第69号 動産の取得について（コンピュータ及び周辺機器一式）についてであります。今回のコンピュータ及び周辺機器一式の購入は、現在、小・中学校に配置しているコンピュータ機器の老朽化に伴う更新及び教員の事務の効率化を図るためのパソコンの整備を行うため、合計290台のコンピュータ及び周辺機器を購入する物品購入契約を締結するものであります。

なお、今回のコンピュータ及び周辺機器一式の購入は、国の経済危機対策の一環である学校ICT環境整備補助事業を活用し、非常に有利な補助事業での整備が可能となっております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

以上で説明とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） これより議案69号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

10番、永沼義和君。

〔10番 永沼義和君登壇〕

○10番（永沼義和君） 議案第69号、今回の動産の取得についての私個人にちょっと理解できない、わからないところがありますので、説明をお願いしたいと思います。

1の取得する動産の名称及び数量、小中学校コンピュータ（290台）及び周辺機器一式。この周辺機器一式というのはどの辺、パソコンに関連した機器であるかと思うんですが、この周辺機器一式というものが一体どういうものなのかこの辺を。パソコンというものの値段というものはおおよそ小売店でいろいろな安いもの、高いものあるんですが、そのほか周辺機器一式というものがどの辺の価格のものなのかお聞かせ、説明お願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 10番、永沼議員のご質問にお答えさせていただきます。

議案第69号 動産の取得について（コンピュータ及び周辺機器一式）、その中で周辺機器一式とはどのようなことなのか、またその価格構成についてはということをお尋ねでございますが、詳細については学校教育課長から答弁をさせます。よろしく願いいたします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、坂路寿紀君。

〔教育次長兼学校教育課長 坂路寿紀君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（坂路寿紀君） それでは、永沼議員の質問にお答えいたします。

周辺機器ということの内訳でございますが、周辺機器といたしましては、まずはサーバー本体ということで、コンピューターをつなぐサーバーとしまして9台、それと一緒にセットになります液晶モニターが9台、無停電装置9台、プリンター関係がインクジェットが4台、レーザープリンターが4台、ほかソフトウェアといたしまして290台、ほかサーバーを含めたソフトウェアが入っております。

以上が周辺機器の内容となっております。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

6番、棚木良一君。

〔6番 棚木良一君登壇〕

○6番（棚木良一君） 議案第69号について質疑をいたします。

このコンピューターの機種はどういうメーカーなのか詳しくお聞かせいただきたいと思っております。それと、今回入札については、一般競争入札でなくて指名競争入札ということにした理由、それと、コンピューターの販売会社ではなくて、いわゆる工事会社とかそういった販売会社でない業者もこの指名競争入札に参加しているわけですが、なぜそういうふうに業者を指名したのか。そしてまた、これまでのパソコンも相当各学校に配置されていると思うんですが、これまでの購入したパソコンはどうするのか。

あと、デジタルテレビについては予定価格の半分以下だったんですね。しかし、このコンピューターの購入については、予定価格が5,206万1,100円に対して、落札価格は4,609万5,000円ということで600万くらいの差しかないんです。そういう点では、予定価格が高過ぎたのではないかというふうに思うわけです。やはり、今後こういうものも町内の業者が入っていない場合、そして工事金額が高い場合は、一般競争入札でやったほうが町にとっては有利ではないのかということを提言しておきます。これらについてお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 6番、棚木議員のご質問にお答えさせていただきます。

同じく議案第69号の動産取得についてでございますが、質問の内容等においてコンピューターの機種はどこか、入札がなぜ一般競争入札でなくて指名競争入札になったのか、さらには指名業者、指名登録されていない業種でない業者をなぜ選んだのか等々については、学校教育課長のほうから詳細にわたって説明を申し上げます。

なお、デジタルテレビは半分になって、コンピューターはなぜ600万程度の差しか出なかったのか、予定価格が高かったのではないかと、そうすれば一般競争入札が適切ではないかというような趣旨でございますが、競争は私は働いているというふうに思っておりますし、なお、指名競争入札にした理由についても学校教育課と十分検討しながら指名競争入札にさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

学校教育課長、坂路寿紀君。

〔教育次長兼学校教育課長 坂路寿紀君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（坂路寿紀君） それでは、棚木議員の質問にお答えいたします。

まず、最初のメーカーという機種であります。今回納品される予定は富士通であります。次に、一般競争入札ではなく……

〔「機種、全体の機種について」と呼ぶ者あり〕

○教育次長兼学校教育課長（坂路寿紀君） 機種につきましては、型番までは私のほうでまだ確認しておりません。資料は向こうにあるかと思っております。内容等につきましては、CPUでいいですと、メモリが2ギガ以上のもので、ディスプレイが15.4インチ以上のものであるという、そういうふうな要件のもとに入札を行っております。

続きまして、指名競争入札を行った理由でございますが、物品購入につきましては町に指名願いが出ているものの中から近隣町村に事務所があるところを指名といたしまして行ったものであります。

今あるコンピューターにつきましてはの処分方法ですが、これにつきましては年数が過ぎておりますので、新たに入れかえの後、適正に処分をする、廃棄をする予定になっております。

以上で答弁いたします。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

1番、青山英樹君。

〔1番 青山英樹君登壇〕

○1番（青山英樹君） この金額、価格等に対しまして、どの財源を充てるかということに関しましてご質問をしたいと思います。

国庫補助金という枠での幼・小・中学校ICT化事業ということでございまして、国庫補助金枠で4,509万9,000円を見込まれていた計画書がございます。この数値を見まして、議案第68号、69号を合算しますと、テレビ、コンピューターを合算しますと5,750万強になるかと思うんですが、この段階で1,200万ほど予算をオーバーしているのではないかというふうに思われる点がまず第1点でございます。

この計画によりますと、4,500万のお金に関しましてはスクールニューディール事業費で8億1,100万、それからその他のもろもろを合わせまして9億5,400万を見込みましたが、内示があったのは6億8,000万というこ

とでございまして、6億8,000万という内示があった段階で、スクールニューディールとしましては、1億2,000万減額されているわけでございます。そのように補助金が減額され、なおかつ幼・小・中学校ICT化事業として見込んだ金額を1,200万上回っておりますので、この差額をどのように埋められるのか、その方策をお聞きしたいと思います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 1番、青山議員の質問にお答えさせていただきます。

同じく議案第69号の動産の取得について、どの財源を充てるのかということで、青山議員のほうで公共投資臨時交付金と経済危機対策臨時交付金の概念がちょっと混同しているのではないかというような思いがあります。なお、予算をオーバーしているのではないかと。こういった1億2,000万減額になっているのに本当にこの事業が大丈夫なのかというような。

詳しい内容等については企画経営課長から答弁をさせますのでよろしくお願いします。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

企画経営課長、圓谷誠君。

〔企画経営課長 圓谷 誠君登壇〕

○企画経営課長（圓谷 誠君） 1番、青山議員のご質問にお答えをいたします。

補助金でございますが、これは学校関係のICT関係の補助金と経済危機対策臨時交付金、これを合わせて財源としているということでございます。

以上でございます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

5番、藤井精七君。

〔5番 藤井精七君登壇〕

○5番（藤井精七君） 議案第69号に対してお尋ねいたします。

取得額が4,609万5,000円という価格でございますが、その小・中学校コンピューター（290台）及び周辺機器一式、この価格で使用というか操作可能になる全部入っているんですか。使えるというか、セットになった状態の価格で伺います。

○議長（柏村 栄君） 答弁を求めます。

町長、野崎吉郎君。

〔町長 野崎吉郎君登壇〕

○町長（野崎吉郎君） 5番、藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

同じく議案第69号の動産の取得についてでございますが、今回の小・中学校のコンピュータ及び周辺機器一式ということでの契約に当たって、4,609万5,000円の落札契約金額で機器は使えるようになるのかということでございますが、この金額で稼働するようなこととなります。ほかのお金についてはかからないということでご理解いただければと思っております。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（柏村 栄君） そのほかございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより議案第69号を採決いたします。

お諮りいたします。議案第69号 動産の取得について（コンピュータ及び周辺機器一式）、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（柏村 栄君） 日程第7、これより発議第6号を議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（柏村 栄君） 提出者の説明を求めます。

11番、諸根重男君。

〔11番 諸根重男君登壇〕

○11番（諸根重男君） 多重債務者対策の推進を求める意見書（案）。

多重債務者が200万人を超え、1年間で3万人を超える自殺者のうち経済・生活苦を要因とする自殺者は7,000人、自己破産者も10万人を上回り多重債務問題は大きな社会問題となりました。

その解決をはかるため2006年12月に改正貸金業法が成立し、出資法の上限金利の引下げ、収入の3分の1を超える過剰貸付契約の禁止（総量規制）などの同法は本年12月から2010年6月までに完全施行されることとなっています。

改正貸金業法成立後、政府は多重債務者対策本部を設置し①多重債務相談窓口の拡充、②セーフティネット貸付の充実、③ヤミ金融の撲滅、④金融経済教育を柱とする多重債務問題改善プログラムに基づき、地方自治体を含め多重債務対策に取り組んできました。その結果、多重債務者は減少し、2008年の自己破産者数も13万人を下回るなどその成果を上げつつあります。

いま一部に、経済危機に加え商工ローン業者の倒産などによる資金調達が制限され、その結果、中小事業者の倒産が増加しているなどとして、改正貸金業法の完全施行の延期や貸金業者への規制緩和を求める動きが見受けられます。

しかし、バブル崩壊後の経済危機で、貸金業者に対する不十分な規制の下に商工ローンや消費者金融が大幅に貸付を伸ばし、その結果、1998年以降自殺者が3万人を超え、自己破産者も10万人を大きく超え続けるなど多重債務問題による過ちを繰り返してはなりません。

改正貸金業法の完全施行の先延ばし、金利規制などの貸金業者に対する規制の緩和は、再び自殺者や自己破産者、多重債務者の急増を招くことは明らかであります。いま、多重債務者のために必要とされる施策は、相談体制の拡充、解決に向けたアドバイス、セーフティネット貸付の充実、ヤミ金融の撲滅などであります。

そこで、今般設置される消費者庁の所管ないし共管となる地方消費者行政の充実をはじめ、多重債務問題は喫緊の課題であり、国に対し以下の施策を求めるものです。

1. 改正貸金業法を早期に完全施行すること。
2. 自治体での多重債務相談体制の整備のため相談員の人件費を含む予算を十分確保するなど相談窓口の充実を支援すること。
3. 個人及び中小事業者向けのセーフティネット貸付をさらに充実させること。
4. ヤミ金融を徹底的に摘発すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成21年12月21日。

衆議院議長殿、 参議院議長殿、 内閣総理大臣殿、 金融担当大臣殿、 消費者政策担当大臣殿、 厚生労働大臣殿、 総務大臣殿、 多重債務者対策本部長殿、 国家公安委員会委員長殿。

福島県矢吹町議会議長 柏村 栄。

以上です。

○議長（柏村 栄君） これより発議第6号に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 質疑なしと認め、これにて質疑は終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） 討論なしと認め、討論は終結いたします。

これより発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。発議第6号 多重債務者対策の推進を求める意見書（案）は、これを提出することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第6号の意見書は提出することに決しました。

◎閉会中の継続調査等の申し出について

○議長（柏村 栄君） 日程第8、これより閉会中の継続調査の申し出について議題といたします。

お手元に配付いたしました資料のとおり、文教厚生常任委員会委員長から会期外付託の申し出、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長から会期外事務調査の申し出がございます。

また、議会運営委員会委員長より、次回定例会の運営協議のため会期外付託の申し出がございます。

お諮りいたします。各委員長申し出のとおり、会期外付託とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会委員長からの会期外付託調査、議会運営委員会委員長、議会広報編集委員会委員長からの所管事務調査及び議会運営委員会委員長からの次回定例会運営協議として会期外付託の申し出のとおりとすることに決しました。

◎議員の派遣について

○議長（柏村 栄君） 日程第9、これより議員の派遣について議題といたします。

会議規則第121条第1項の規定により、別紙のとおり議員の派遣をいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（柏村 栄君） ご異議なしと認めます。

よって、別紙のとおり派遣することに決しました。

以上で、議案審議は全部終了いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（柏村 栄君） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

なお、引き続き議員控室において、全員協議会を開催いたしますので、ご協力をお願いします。

これにて第353回矢吹町議会定例会を閉会といたします。

どうもご協力ありがとうございました。

（午後 2時15分）